

# 地方公共団体公営企業 金融機構(仮称)について

平成19年1月30日  
総務省

## 1. 趣旨

公営企業金融公庫は平成20年度に廃止し、個々の地方公共団体による資金調達を補完するため、地方公共団体が共同して新組織を自ら設立する。

## 2. 業務

新組織の業務の範囲については、現公庫よりも絞り込み、重点化する。

新組織の事業規模については、地方公共団体による民間からの資金調達を拡大していく方向を堅持し、財政融資資金と並行して段階的に一定の縮減を図る。

市場からの資金調達コストを踏まえ適切な貸付金利とする。

## 3. 組織・体制

責任あるガバナンス・融資審査体制を確立するため、意思決定機関に知事、市長、町村長の代表のほか、これと同数程度の学識経験者を加えるとともに、外部有識者によるチェック機関の設置、監査法人等による外部監査の導入などにより、外部からのチェックが働く仕組みとする。

## 4. 勘定区分

新たな業務にかかる新勘定と、既往の資産・負債の管理を行う旧勘定を分離し、それぞれの損益を明確に分ける。

## 5. 財務基盤

平成20年の新組織移行時に見込まれる債券借換損失引当金総額概ね3.4兆円程度の全額を新組織に承継する。

そのうち概ね2.2兆円程度は、新勘定の新たな業務に関し、金利変動リスクに対応するために必要な引当金(金利変動準備金)として、新勘定に帰属する。残余は旧勘定に帰属する。

新組織への出資金は、地方公共団体が全額出資を行い、既往の政府出資は国へ返還する。

## 6. 国の関与

法制度を整備する観点から、適法性をチェックするための必要最小限の関与に限定

<例>

設立・定款認可(適法性のチェック)、報告徴収・立入検査(適法性のチェック)、  
違法行為の是正要求

旧勘定に関しては、適切な条件の下、一定期間、発行済みの政府保証債の借換債に限り、政府保証を付与。